

【口座振替】

白 兎 養 第 2 1 7 号

令和 7 年 1 0 月 3 0 日

保 護 者 様

鳥取県立白兔養護学校長
(公 印 省 略)

令和 7 年度特別支援教育就学奨励費支払通知書（第 2 回支給分）

このことについて、裏面支給明細書のとおり指定口座へ振り込みますので、お知らせします。

また、通学費支給原則は、下記のとおりです。

なお、ご不明な点がありましたら担当までお問い合わせください。

(担当：事務室 網川 電話番号：0 8 5 7 - 5 9 - 0 5 8 5)

記

○最も経済的な通常の(学校に届けでている)経路・方法により通学する場合の交通費

○今回は、7～9 月分を支給（定期券については、7～9 月購入分を支給）

- ・公共交通機関の場合は、定期券又は回数券の安価な金額を支給
- ・定期券の末日が終業式（1 2 / 2 3）以降の場合、回数券と定期券の併用の方が安価になる場合は、併用した場合の金額を支給

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（新入学学用品費）」及び 「学用品・通学用品購入費（学用品費）」の注意事項等について

- 靴下、新入生以外の制服(通学服)及び前年度 3 月までに購入された物は、対象外です。
- レシート等は、名前・品名が確認できるようにしてください。
- 「新入学学用品費」は、原則 1 学期中に購入したものが対象です。
- 新入生については、「学用品費」として提出された物を「新入学用品費」として支給している場合があります。
- 「新入学用品費」が上限に達した場合、超過分を「学用品費」で（上限額になるまで）支給しています。＜上限額は、年額です。＞

★「学用品・通学用品購入費」のレシート等については、1 1 月末までに提出があったものについて、第 3 回に支給します。

【現金支給】

白兔養第217号

令和7年10月30日

保 護 者 様

鳥取県立白兔養護学校長
(公 印 省 略)

令和7年度特別支援教育就学奨励費支払通知書（第2回支給分）

このことについて、裏面支給明細書のとおりですので、お知らせします。

支給日（令和7年11月7日）の午前11時から午後5時までの間に事務室へお寄りください。

上記日程で御都合の悪い場合は、必ず事前に御連絡くださいますようお願いいたします。

また、通学費支給原則は、下記のとおりです。

なお、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。

（担当：事務室 網川 電話番号：0857-59-0585）

記

○最も経済的な通常の(学校に届けでている)経路・方法により通学する場合の交通費

○今回は、7～9月分を支給（定期券については、7～9月購入分を支給）

- ・公共交通機関の場合は、定期券又は回数券の安価な金額を支給
- ・定期券の末日が終業式（12／23）以降の場合、回数券と定期券の併用の方が安価になる場合は、併用した場合の金額を支給

「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（新入学学用品費）」及び 「学用品・通学用品購入費（学用品費）」の注意事項等について

- 靴下、新入生以外の制服(通学服)及び前年度3月までに購入された物は、対象外です。
- レシート等は、名前・品名が確認できるようにしてください。
- 「新入学学用品費」は、原則1学期中に購入したものが対象です。
- 新入生については、「学用品費」として提出された物を「新入学学用品費」として支給している場合があります。
- 「新入学学用品費」が上限に達した場合、超過分を「学用品費」で（上限額になるまで）支給しています。＜上限額は、年額です。＞

★「学用品・通学用品購入費」のレシート等については、11月末までに提出があったものについて、第3回に支給します。